
【特集】非正規雇用と生活保障

特集にあたって

野依 智子

非正規雇用者は「学生アルバイト」や「主婦パート」という言葉にみられるように、家族の誰かに経済的に扶養されており、低賃金で定期雇用であっても生活には困らないと考えられてきた。今日、非正規雇用が拡大し、非正規職で生計を立てる人々が増加しているにもかかわらず、非正規職では食べていけない現状は放置され、貧困の拡大へとつながっている。非正規雇用者の7割を占める女性も、かつてのような「被扶養」の枠内で働く主婦パートだけでなく、自らの非正規労働で生計を立てなければならない人々が増えてきた。

本特集は、非正規雇用者は低賃金・不安定雇用でも生活には困らないという前提を問い直すために、非正規雇用と生活の関係を考察するものである。ひとつの論点となるのは「家族を養える賃金が必要である」「家族に養われているから問題ない」という、労働者の賃金と生活・家族をめぐる関係である。それゆえ「生活給」や「家族賃金」といった賃金思想とも対照させつつ、非正規雇用の賃金と生活の関係について焦点をあてる。

本特集の契機となったのは、「非正規職シングル女性の社会的支援に向けたニーズ調査」⁽¹⁾（以後、WEB調査と称する）である。WEB調査は、横浜市男女共同参画センター（公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会）が、2009（平成21）年から行なっている若年無業シングル女性向け就労支援事業「ガールズ編しごと準備講座」の延長上で実施された。本講座は、若年の無業や非正規雇用が問題とされる中、就労支援の対象が専ら若年・中高年の男性であることに疑問を持ち、若年無業女性とりわけすぐには就労につながりそうにない生きづらさ・働きづらさを抱えている女性たちを対象に取り組みされたものである。若年を対象とした講座であるが講座を開始してみると、30歳代後半や40歳代の女性からの受講希望や問い合わせがあり、既存の就労支援、つまりシングル・マザーや主婦の中断再就職支援などの講座には該当しない中高年非正規シングル女性の存在に気づいたという。そこで、実態把握のために、先述のWEB調査を実施したわけである（詳細は、本特集の植野ルナ論文を参照のこと）。

調査の結果は、中高年非正規シングル女性が可視化され、彼女たちの労働・生活・社会関係における貧困と孤立が浮き彫りになった。

年収150万円未満が28.4%、150万円以上250万円未満が39.8%、250万円以上が31.8%であっ

(1) 「非正規職シングル女性の社会的支援に向けたニーズ調査報告書【概要版】【全体版】」は、横浜市男女共同参画センターのHPからダウンロードできる。

たが、厚生労働省の『平成 25 年度国民生活基礎調査の概要』によると、「平成 24 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 122 万円（名目値）」である。このことから考えると、WEB 調査の約 3 割が貧困線周辺にあることがわかる。

しかし、たとえ年収が 200 万円あっても生活が困難であることが自由回答から明らかである。ある女性は、「低収入で年金の免除申請をしてきたため、満額支給ではなく、死ぬまで仕事を続ける必要がある。」（40 歳代前半・大卒・年収 200 万円以上 300 万円未満）と回答しており、年収 200 万円代では国民年金の支払いは厳しく、老後は不安定であることがわかる。また、「税金、社会保険、家賃、光熱費を払うとほとんど残らない。貯金を切り崩している」とか「通院費用を捻出できず、家族の支援を受けている」など、税金や社会保険が生活を圧迫しており、貯金などできないため、病気やけがなどちょっとしたことが失業と貧困に直結する様子が伝わってくる。

従来、30 歳代・40 歳代で非正規という場合、既婚女性のパートつまり主婦のパート就労が一般的である。しかし、同年代の非正規シングルは同じように非正規であっても未婚であるために職場ではパート主婦と悩みを共有できる関係が築きにくい。また、家族からも未婚であることを責められ、職場からも家族からも孤立している様子がうかがえる。

非正規雇用の増加の背景には、1990 年代からの労働政策の規制緩和が考えられる。変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制「みなし」時間制の創設などが行なわれた 1987（昭和 62）年の労働基準法大改正によって長時間労働が増加した。さらに 1985（昭和 60）年に制定された労働者派遣法の度重なる改正による派遣労働者の急増があげられる。1999（平成 11）年の製造業等を除いた派遣対象業務の制限撤廃、その後の 2003（平成 15）年の改正では、製造業においても派遣労働が解禁され、一挙に派遣労働者が増加した。この間、日経連は『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策』において、年功賃金・終身雇用を特徴とする日本の雇用慣行の見直しを提起した。これら一連の労働政策の規制緩和が、現在、雇用労働者全体の非正規率を 37.6%にし、女性雇用労働者の非正規率は 56.4%という働く女性の過半数が非正規雇用という現状に至っている⁽²⁾。

こうした非正規問題を考えるにあたって、従来、非正規問題というと主婦のパート就労が想起されたが、そもそも非正規という働き方はいつから、どのような形態であったのか。歴史的に明らかにしたのが濱口論文である。

濱口論文では、いわゆる非正規と呼ばれる雇用形態は、高度経済成長期以前は「臨時工」と呼ばれた雇用形態であり、多くがその雇用分野から男性の「臨時工」であったとしている。「臨時工」は低賃金のため、生活問題を抱えており、社会問題として位置づいていたとしている。ところが 1970 年代からのパートタイム主婦の出現は、「男性稼ぎ主」である夫の給与で生計を支えているため、彼女たちの収入は家計補助的で、低賃金による生活問題を含まないために問題が見失われてしまったという。その後 1990 年代に入り、若年の非正規問題がクローズアップされ、ついには 2008（平成 20）年のリーマン・ショックをもって中高年男性の派遣労働が可視化されると、改めて非正規雇用の生活問題が社会問題となったのである。非正規問題が生活問題となるかどうか、さらには

(2) 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」より。2016 年 1 月から 3 月の平均の数値である。

社会問題となるかどうか、そして男性がその対象になるかどうかという点で、きわめてジェンダー・バイアスがかかった問題であると指摘している。

しかし、先述のWEB調査は非正規シングル女性の貧困を可視化させたことによって、女性の非正規問題は生活問題であることを明らかにした。それは、彼女たちが未婚であること、つまり「男性稼ぎ主」を持たないためである。「男性稼ぎ主」を持たないとなぜ貧困と隣り合わせなのか。そのメカニズムは、年功賃金すなわち夫が家族を扶養し、家族の変化に応じて昇給していく「家族賃金」という賃金制度だからである。この「男性稼ぎ主」モデル、「家族賃金」にあわせて年金・社会保険などの社会保障制度も設定されているため、「男性稼ぎ主」を持たない女性、すなわちシングル・マザー、高齢単身女性、そして非正規シングル女性は貧困と直結しているのである。

大沢真理は、「男性稼ぎ主」型であることが、専業主婦世帯よりも稼働世帯員すべて就業している世帯において、政府の再分配が逆機能していること、つまり社会保険料負担がマイナスに作用していることを明らかにしている。わが国においては「男性稼ぎ主」型は優遇されているのである⁽³⁾。

しかしながら実際には、男性の非正規率も22.1%⁽⁴⁾で上昇を続けており、「家族賃金」という賃金制度は成り立たなくなっている。にもかかわらず、「家族賃金」を基盤とする社会保障制度はそのままで、「男性稼ぎ主」意識は残存しているのである。本特集において、筆者はこの女性の貧困のメカニズムである「家族賃金」の歴史的意義を考察している。

以上、今回の特集はWEB調査を契機に可視化された非正規シングル女性の貧困と孤立という非正規問題を「非正規」「家族賃金」をキーワードに歴史的に検証するものである。

（のより・ともこ 福岡女子大学国際文理学部教授）

(3) 大沢真理「生活保障のガバナンス」（社会政策学会編『社会政策』第5巻第3号、ミネルヴァ書房、2014年3月）。

(4) 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」より。2016年1月から3月の平均の数値である。